

【別紙】

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関の設置) 当社は、取締役会、 <u>監査役</u> 、 <u>監査役</u> <u>会</u> および会計監査人を置く。	第4条 (機関の設置) 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式

現行定款	変更案
<p>第6条～第10条（条文省略）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条（取締役の員数）</p> <p>当社に取締役15名以内を置く。</p> <p>（新設）</p> <p>第18条（取締役の選任）</p> <p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2.（条文省略）</p> <p>第19条（取締役の解任）</p> <p><u>取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>第6条～第10条（現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条（取締役の員数）</p> <p>当社に取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）15名以内を置く。</p> <p>2. <u>当社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</u></p> <p>第18条（取締役の選任）</p> <p>取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p>第20条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p>	<p>第19条（取締役の任期）</p> <p>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>（削除）</p>
<p>第21条（代表取締役）</p> <p>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p>	<p>第20条（代表取締役）</p> <p>取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。</p>
<p>第22条（取締役会）</p> <p>取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>3. （条文省略）</p>	<p>第21条（取締役会）</p> <p>取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>3. （現行どおり）</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第 22 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u>
	<p><u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p>	(削除)
<p>第 23 条～第 27 条 (条文省略)</p>	(削除)
(新設)	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
(新設)	<p><u>第 23 条(常勤の監査等委員)</u></p>
	<p><u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第 24 条 (監査等委員会)</u></p>
	<p><u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第 6 章 <u>取締役、監査役および会計監査人の責任免除</u></p>	<p>第 6 章 <u>取締役および会計監査人の責任免除</u></p>
<p>第 28 条 (損害賠償責任の一部免除)</p>	<p>第 25 条 (損害賠償責任の一部免除)</p>
<p>当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p>	<p>当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p>
<p>2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）、監査役および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>	<p>2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>
<p>第 7 章 <u>計算</u></p>	<p>第 7 章 <u>計算</u></p>
<p>第 29 条～第 32 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条～第 29 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>附則</p> <p><u>変更前定款第 15 条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第 15 条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに定める改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>当社は、取締役会の決議をもって、第 72 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>

以上